

計画的避難区域の拡大と避難者の支援を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の大惨事から9か月がたちましたが、被災者の多くはいまだに住み慣れた我が家に帰ることができません。

原子力災害対策本部は、9月30日に緊急時避難準備区域を解除し、市町村の意向を尊重するとしています。しかしながら、放射性物質による汚染は福島県内でも分布に差があり、郡山市をはじめ遠くは千葉県柏市周辺にも及んでいます。

国は、外部被ばくとともに空気・水・食物摂取などによる内部被ばくに対し、一定の基準を示しておりますが、長期にわたる摂取や蓄積による影響には未知数のものがあります。

放射性ヨウ素・セシウムは飲食物を通じて乳幼児・子供・女性や妊産婦の体に及ぼす影響が大きく、福島県民のみならず国民は、将来生じないとは限らない健康被害とその不安に脅かされています。

特に、文部科学省の土壌汚染調査で高濃度の数値が現出した地区があることから、今後十分なモニタリングや健康調査等を行い、その上で当該地区を計画的避難区域とすることなども考慮すべきです。

また、本市には、母子・妊産婦の方々を含め28世帯、78名の震災被災者及び自主的避難者があり、不自由な生活を余儀なくされております。全国に分散している避難者に対する一層の支援と被災地に残る自主的に避難したくても様々な事情により避難できない方々に対する生活に必要な支援を行うべきであると考えます。

よって、国におかれましては、下記の点について対応されますよう強く要望いたします。

記

- 1 高濃度の放射性物質に汚染された地区は、住民合意の下で継続して土壌・健康調査及び除染等を行い、その上で計画的避難区域に指定するなど所要の措置を講じること。
- 2 自主避難者並びに避難を希望する母子・妊産婦及び女性に対して、生活に必要な支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月20日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

東日本大震災復興対策担当大臣